

令和6年11月定例会

総務委員会説明資料（その2）

徳島県警察本部

目

次

I 提出案件	3
1 その他の議案等	3
（1）条例案	3
ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部改正について	3
イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	6

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部改正について

(ア) 改正の理由

令和6年10月18日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う等の必要がある。

(イ) 改正の概要

a 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

(a) 給料表の引上げ改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとした。

- ・行政職給料表：初任給を含む若年層に重点を置き、全世代で引き上げ
- ・その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に引き上げ

(b) 期末手当・勤勉手当の引上げ

12月期の期末手当の支給割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に引き上げることとした。

また、12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の102.5」から「100分の107.5」に引き上げることとした。

(c) 期末手当・勤勉手当の配分の均等化

6月期及び12月期の期末手当の支給割合を「100分の125」に配分を均等化することとした。

また、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の105」に配分を均等化することとした。

(d) 給料表の号俸の構成の見直し

行政職給料表について、3～7級は初号付近の号俸をカットして各級の初号の額を引き上げ、8～9級は各級の初号の額を引き上げつつ職務の等級間の水準の重なりを解消することとした。

その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に見直すこととした。

(e) 昇給制度の見直し

行政職給料表8級以上等の警察職員の昇給について、人事委員会規則で定める日前一年間に特に良好な成績で勤務した警察職員の昇給号俸数を一号俸とすることとした。

(f) 扶養手当の改定

配偶者に係る手当額を廃止するとともに、子に係る手当額を引き上げることとした。

当該措置は段階的に実施する。

年度 扶養親族		令和6年度	令和7年度	令和8年度
配偶者	行政職給料表7級相当以下	6,500 円	3,000 円	0 円
	行政職給料表8級相当	3,500 円	0 円	0 円
子		10,000 円	11,500 円	13,000 円

(g) 通勤手当の改定

特別料金等に係る通勤手当の支給について、特別急行列車等の利用を人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る要件を廃止することとした。

(h) 単身赴任手当の改定

採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても手当を支給することとした。

(i) 管理職員特別勤務手当の改定

午前0時から午前5時までとなっている平日の支給対象時間帯を午後10時から午前5時までとすることとした。

(j) 定年前再任用短時間勤務警察職員の手当の改定

住居手当及び特勤勤務手当等を支給することとした。

(k) 給与からの控除に関する規定の整備

地方公務員法第25条に基づき、給与支給の全額払いの原則に係る特例を定めることとした。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(a) 期末手当の引上げ

12月期の期末手当の支給割合を「100分の170」から「100分の175」に引き上げることとした。

(b) 期末手当の配分の均等化

6月期及び12月期の期末手当の支給割合を「100分の172.5」に配分を均等化することとした。

c 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

暫定再任用警察職員の手当を改正し、住居手当及び特勤勤務手当等を支給することとした。

d 施行期日

公布の日（a（c）から（k）まで、b（b）及びcについては、令和7年4月1日）から施行する。

a（a）については、令和6年4月1日から、a（b）及びb（a）については、令和6年12月1日から適用する。

イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（ア）改正の理由

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部が改正されることに鑑み、徳島県会計年度任用警察職員に適用される給料表等について必要な事項を定める必要がある。

（イ）改正の概要

a 徳島県会計年度任用警察職員に適用される徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例による改正後の給料表について、令和6年4月1日から適用することとした。

b 徳島県会計年度任用警察職員の給与からの控除について徳島県地方警察職員の給与に関する条例の規定の例によることとした。

c 施行期日

公布の日（bについては、令和7年4月1日）から施行する。